

## スマートシティ会津若松共創会議電子会議室の運営等を定める要領

(令和4年10月31日決裁)

### (目的)

第1条 この要領は、スマートシティ会津若松共創会議設置要綱（令和4年10月31日決裁）第4条第3項に基づき開設する電子会議室（以下「電子会議室」という。）の適切な運営のために必要な事項を定めるものとする。

### (電子会議室の種類)

第2条 電子会議室は、きずなプラットフォームのコミュニケーションサービス「あいべあ」（「<https://aibear.jp>」に属するインターネットサービスのことをいう。）において開設する。

2 電子会議室を利用する者は、「あいべあ」利用規約を遵守しなければならない。

### (電子会議室の運営)

第3条 電子会議室は、会津若松市企画政策部企画調整課スマートシティ推進室（以下「事務局」という。）が開設し、「スマートシティ会津若松共創会議」と称するグループを運営する。

2 事務局は、グループ内に、スマートシティ会津若松の取組の様々なテーマに関するサブグループ（以下「活動」という。）を設置し、これを運営する。

### (電子会議室の利用)

第4条 電子会議室の利用にあたっては、1つ以上の活動に登録しなければならない。

2 活動に登録することができるのは、原則、スマートシティ会津若松共創会議（以下「共創会議」という。）の構成団体又はオブザーバーの各構成員とし、登録した活動においてのみ、閲覧・投稿ができる。

3 活動への登録を希望する者は、登録を希望する活動について事務局に申し出、当該活動への招待を受けなければならない。

4 第2項の規定にかかわらず、事務局は、特に必要があると認めるときは、共創会議の構成団体及びオブザーバーの各構成員以外の者にも、活動への招待を行うことができる。

### (活動の新設)

第5条 共創会議の構成団体又はオブザーバーの各構成員は、事務局に活動の新設を申し出ることができる。

2 事務局は、申出のあった活動がスマートシティ会津若松の取組の推進に資するものと認められる場合に限り、活動の新設を行うものとする。

### (その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、電子会議室の運営等に必要な事項は、事務局が別に定める。

### 附 則

この要領は、決裁の日から施行する。